

朝霞地区第二次救急医療圏における寄附講座（救命救急）運営支援事業実施要綱

令和3年4月1日

保健医療部長決裁

1 目的

本事業は、寄附講座の運営を行う事業に対して補助金を交付し、朝霞地区第二次救急医療圏において行われる救命救急医療に携わる医師の育成及び確保並びに救命救急医療体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

学校法人日本大学（日本大学）とする。

3 事業の内容

事業内容は、寄附講座の設置に関する協定書に基づき、日本大学が人材育成並びに救命救急医療体制の整備に関する調査研究及び支援を行う事業とする。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、朝霞地区第二次救急医療圏における寄附講座（救命救急）運営支援事業補助金交付要綱（平成30年7月25日医人第298号）に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

5 事業の対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日とする。